

令和5年3月23日

瀬戸市議会

議長 水野 良一 様

## 報告書

～ 予算決算委員会における委員長報告 ～

議会運営委員会 富田 宗一

## 1 はじめに

議案上程と委員会審査、本会議での採決が同時となる予算決算委員会（全体会）後の本会議での委員長報告について、全体会の中で質疑した内容については、委員会に全議員が参加しており、「委員長報告の中で主な質疑として述べる必要があるのか。」「休憩中に委員長報告をまとめる必要があるのか。」「委員長報告の省略により時間短縮が図れないのか。」といった問題提議が歴代の予算決算委員長より出されていた。

委員長報告については、会議規則第37条第1項において、「委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見を報告する。」とあり、第3項で「第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる」とある。

省略する場合は、動議により委員長報告の省略を議題とし、討論を用いないで省略することの可否をはかり、可となつてはじめて省略できることとなる。

一方で、委員会に付託した事件が、委員会の審査が終わり本会議において議題となったときに、その委員会審査の結果を含む報告自体を省略することになると、市民には委員会でどのような結果であったのか不透明な状況が残ってしまう。そのような現状と課題を踏まえ、議会運営委員会において調査研究課題とした。

## 2 調査・研究の概要

**\*委員長報告の省略についての整理を行うために確認した。**

全国市議会議長会、本橋氏  
新潟県立大学国際地域学部、田口准教授より

「動議は議長発議にしない方が望ましい。」

「市民への説明責任はどのように考えているのか。それらをクリアにする必要がある。」との見解であった。

## \*改善案の検討

### A案 報告の簡素化

衆議院における委員長報告は、質疑や討議の内容までは述べていないことから、定型文を作り、出来るだけ簡素化した形の委員長報告とする。

(例)「議長より御指名をいただきましたので、去る〇月〇日の本会議におきまして予算決算委員会の御付託になりました議案について、〇月〇日〇時より委員全員出席のもと委員会を開催し、慎重に審査を行なった経過と結果について御報告をいたします。第〇号議案△△について、を議題とし、質疑、討議を行い、(「特に質疑、討議もなく」の場合あり)、採決の結果、第〇号議案は全会一致(賛成多数)で原案のとおり可とすることに決しました。」

↓↓↓

現行の流れに沿った形であり、改善しやすい。

### B案 委員会に付託せずに、本会議で審議を行う

議案上程と委員会審査、本会議での採決が同時となる場合は、分科会へは割り振らずに予算決算委員会(全体会)で審査をしていることから、委員会へ付託せずに、本会議場で全議員で審議を行う。

(例) 議案上程→説明→質疑→討論→採決までを、本会議の中で一連の流れで行う。但し、申し合わせ事項の確認及び整理が必要。

「質疑の回数は同一議員につき同一項目について2回を超えることはできない。」「討論を行う場合は、委員会終了後速やかに通告する。討論の通告が出された場合、議会運営委員会を開催」

↓↓↓

現行ルールでは質疑の深掘が難しく、見直しが必要。また、討論の申し出があれば、本会議を休憩し議会運営委員会を開催するための時間を要する。

### 3 まとめ

衆議院における委員長報告は、質疑や討議の内容までは述べていないとの実例を確認し、議案上程と委員会審査、本会議での採決が同時となる予算決算委員会（全体会）後の本会議での委員長報告について、令和3年9月定例会より、A案の報告の簡素化を採用し、定型文により報告を行なっている。

そのことにより、委員長報告の中で主な質疑として述べる必要がなくなり、委員長報告をまとめるための休憩時間の短縮等、スムーズな議会運営が図れている。